管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の方針」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再意見補足資料	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070010	寒冷地帯でのどぶろく特区案件の緩和	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（その他の醸造酒は6キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する事を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自己生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	特区メニューの一つに酒税法の特例（どぶろく）があります。認定の条件はいろいろありますが、基本的には自作のコメを原材料にすることされています。コメ作ができないので寒い寒冷地帯での地域に応じたこメリットの原材料も認めてもらいたい。	私の住んでいる地域は、世界自然遺産・知床を抱える北海道の東部に位置する斜里町です。この地域はコメ作ることのできない寒冷地帯で、冬日は ゼロ。農家の主力は「でんぷん原料イモ」「甜菜」「小麦」の畑作ふ品となっています。特に「でんぷん原料イモ」は、開拓時代から農家の生活を守り、地域経済を支えて参ったもので、原料イモを加工し、でんぷんを製造する「でんぷんふ場」は斜里町だけでも昭和30年代の最盛期には大小合わせて100以上もあり、時代の変遷を経て現在は北海道内で17、うち斜里町二件の工場数ですが、肥よイなる地と豊富な地下水に恵まれた条件下の製品は最高品として知られている。このでんぷんを原材料にしたどぶろくが開拓時代からあったかと思う歴史があります。でんぷんと教事小麦（もち）。麦からそばどぶろく（は冬が温まり、以前は夏でもストーブのふを焚きながらのこの地にあっては最作業の疲れを癒す時間でもあったと思います。斜里町には大自然に育まれた農業・漁業・林業・観光産業があり、特産の野菜や魚、農産水産加工品、ビール、でんぷんどぶろく」を飲み、大自然の中で友と語り合う時間は貴重で素晴らしいと思う。コメのできない地域でも、特産品のでんぷんを利用したどぶろくは、まさに構造改革特区「地域の特性に応じた規制の特例を導入し、地域経済の活性化を促進するとした目的に合致するものと思います。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に課算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、課算が取れない小規模製造者の増加による凍結の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う徴税の煩雑化と徴収制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。	在規案者からの意見を踏まえ、未利用せずでんぷんを主原料とした、その他醸造酒の最低製造数量の緩和の可否及びその理由について、具体的に回答されたい。	C		前回の回答で述べたとおり、最低製造数量基準の特例を設ける場合には、課算が取れない小規模製造者の増加による凍結の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う徴税の煩雑化と徴収制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。 「現在、対象とされているその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）については、昔ながらの米を原料とした「どぶろく」を製造し、提供することで地域振興を図りたいとの要望が地方公共団体等の多くからあったことを踏まえ、「農業民宿等においてつくられた「どぶろく」を提供することでグリーンツーリズムが推進され、地域の活性化に資すると考えられたこと、交通要民宿等を営む農業者が自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより原料コストの低減が図られ、酒税の保全に支障をきたすこともないのではないと考えられたことから、特例的に最低製造数量基準が緩和されたものである。	在規案者からの意見を踏まえ、未利用せずでんぷんを主原料とした、その他醸造酒の最低製造数量の緩和の可否及びその理由について、具体的に回答されたい。	おコメを生産できない「寒冷地帯」において、それに代わる主力農産品であるでんぷん原料イモを生産し、「でんぷんどぶろく」は、地域特性に応じた規制の特例を導入するとした構造改革特区に合致し、貴省がよけた酒税の保全に支障をきたすことはなりえないと思います。ちなみにでんぷん原料イモの生産地域は北海道のみであり、さらにおメコ作できない寒冷地帯は数々が住む道東と道北の限定された地域であります。お米と同じように原料イモを生産する農家がそのでんぷん化原料としたどぶろく を製造し、提供することで地域振興を図りたいとすることは貴職のないことと思います。寒冷地帯でのどぶろく特区について再度見解をお示しいただきたい。		C		これまでの回答で述べたとおり、最低製造数量基準の特例を設ける場合には、課算が取れない規模製造者の増加による凍結の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う徴税行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類や適用対象者が限定されているところである。 このため、構造改革特区におけるその他の醸造酒（どぶろく）の特例について、多くの地方公共団体等から要望があったと踏まえ、農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより、原料コストの低減が図られると考えられたことから、特例的に最低製造数量が緩和されたものである。	1 0 0 2 0 1 0	個人	北海道	財務省
070020	酒類の製造免許の要件緩和 （最低製造数量基準の緩和）	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（単式蒸留しょうちゅうは10キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する事を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自己生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	そばを自らを生産する農家が、自ら微則乙類（そば焼酎に限る）を製造し、提供販売する場合には、酒税法の酒類製造免許に関する規制の緩和（最低製造数量基準（10キロリットル）を適用しない特例制度を求めるものである。 そばを自らを生産する農家が、自ら微則乙類（そば焼酎）を造用した料理などを提供することは、地域の活性化と観光の発展に繋がる。そばは、地域の活性化に資する場合には、酒税法の酒類製造免許に関する年間最低製造数量基準を適用しない特例制度を求めるものである。 なお、過去に同様の提案がなった際には、「すなわち、現行の高酒に係る製造免許の特例では、高酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造数量が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は高酒に限定されているものである。」として、対応不可となっているが、当該提案の後、ワインやリキュールについて高酒特区と同様、類似の条件による特例制度による要件緩和がなされていることを踏まえて検討されたい。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に課算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、課算が取れない小規模製造者の増加による凍結の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う徴税の煩雑化と徴収制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。 なお、提案現由にある果実酒やリキュールの最低製造数量基準の緩和については、対象酒類が一般に比較的簡易な設備で製造可能なこと等も勘案し、緩和したところである。	在規案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C		先に規制緩和がなされた「特産品しょうちゅう」の事例を確認したところ、施設整備で最も大きな要素を占める単式蒸留釜の価格は100万円台前半からであり、その他の設備を含め、全体的に見ても高酒などの製造設備と比して、著しく高価なものであるとは言い難い。「特産品しょうちゅう」は最低製造数量として年間10キロリットルが制度できるが、酒類製造免許を受けた事例となるそば焼酎などは等が自家生産することも含めて、より小規模の生産でも課算を取ることは可能であると考えられる。また、構造改革特区には地方公共団体が自発的な立案に基づき、責任をもって実施し、国はそれを事後的に評価する社会制度であることを踏まえ、再度検討されたい。	在規案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		C		弊社からの再検討要請において、小規模製造であっても最低的に課算が取れる見込を示し、また貴省からの回答において、その見込を否定する文言が無かったにも関らず、金利支条の最小最低製造数量10キロリットルという数字を示すにあたっては、金利支条の最低製造数量として定めた根拠とその具体的な算出根拠について、数字を以って明らかにされたい。また、特例要件として原材料となるそばを生産する農家が自ら製造する場合に限る、という要件が示した条件は経済的にも合理性があると考えるが、現行の高酒に係る製造免許の特例と同様に、農家民宿等を営む等の更なる条件を課して、最低製造数量の緩和が出来ないか、再度検討されたい。	1 0 1 3 0 1 0	有限会社 森ファームサービス	茨城県	財務省
070030	特定農業者以外での濁酒生産販売の許可	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（その他の醸造酒は6キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する事を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自己生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	特定農業者による特定酒類の製造免許をみなかで、農業現体による要件緩和を求めるものである。農業従体及びその加盟農業者において、自らが生産する米を原料として、どぶろく（その他醸造酒）の製造免許を申請した場合に、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準（年間6キロリットル）を適用しない。	町内農業者60名による任意団体である ニセコビューブラザ直売会及びその加盟農業者が自ら生産する米を原料として、農作物の減産期を中心に高酒を小規模ながら販売しており、道の駅ビューブラザ直売会で販売することにより地域の活性化を図る。 提案理由 （1）単一作物の大麦地に対しセコ町は山間部に位置するため少量ふ場の生産しかできず、そのアメリット は大きい。農業の所得は低く、農家人口は年々減少している。さらに、ニセコビューブラザ直売会では作物の採れない冬場の売上げを確保することが緊急の課題である。農業者の所得増加に寄与する6次産品の登場が期待されている。 （2）地域で生産される6次産品に対する観光客の関心は高く、観光事業者からも本当の地域の地酒が期待されている。 （3）ニセコ町では地域の米を使って町外の酒造会社に清酒の製造を委託している事例がある。しかし、町外での製造では真の6次産品の産出及び地産地消の実現とは言いがたく、地域活性化に結びついていないのが実状である。 （4）農家民泊や農業レストランの運営は農業者の負担が大きく、特定農業者になり特定酒類の製造事業を行うにはハードルが高い。 予防措置: 会計機能が事務局に集約されている直売所を通じ農業団体であれば、税務当局による実態の把握が可能である。また、当該直売所以外では販売しないという措置をとる、さらに直売所の売上げを通じたコストの回収が容易であり、納税に支障をきたすことは無い。	C		構造改革特区において酒税法の最低製造数量基準の特例を設ける場合には、課算が取れない小規模製造者の増加による凍結の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う徴税の煩雑化と徴収制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、対象者が限定されているところである。 すなわち、①民宿・飲食店等を営む農業者であれば、原料コストの低減や農自代金等を通じたコストの回収が容易である。酒類の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、さらには、交通要民宿等における年の地酒産業（いわゆるどぶろく）の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたこと から、対象者は民宿・飲食店等を営む農業者とされているものである。 現行の酒税法の特例では、「自ら生産した米又はこれに準ずるもの を生産する農業者」には、農業経営者の同居親族等でその農業経営を行う家の主宰に従事する者のほか、農業生産法人の組合員、社員又は構 主でその農業生産法人が行う米の生産に従事している者も含むこととされている。 今回のご提案ではどのような形態で酒類の製造事業を計画されているのか等、その内容が必ずしも定かではないこから、現行の制度で対応が可能かどうかを含め、まずは所轄の税務署にご相談していただきたい。	C		前回の回答で述べたとおり、最低製造数量基準の特例を設ける場合には、課算が取れない小規模製造者の増加による凍結の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う徴税の煩雑化と徴収制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。 「現在、対象とされているその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）については、昔ながらの米を原料とした「どぶろく」を製造し、提供することで地域振興を図りたいとの要望が地方公共団体等の多くからあったことを踏まえ、「農業民宿等においてつくられた「どぶろく」を提供することでグリーンツーリズムが推進され、地域の活性化に資すると考えられたこと、交通要民宿等を営む農業者が自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより原料コストの低減が図られ、酒税の保全に支障をきたすこともないのではないと考えられたことから、特例的に最低製造数量基準が緩和されたものである。	在規案者からの意見を踏まえ、未利用せずでんぷんを主原料とした、その他醸造酒の最低製造数量の緩和の可否及びその理由について、具体的に回答されたい。	おコメを生産できない「寒冷地帯」において、それに代わる主力農産品であるでんぷん原料イモを生産し、「でんぷんどぶろく」は、地域特性に応じた規制の特例を導入するとした構造改革特区に合致し、貴省がよけた酒税の保全に支障をきたすことはなりえないと思います。ちなみにでんぷん原料イモの生産地域は北海道のみであり、さらにおメコ作できない寒冷地帯は数々が住む道東と道北の限定された地域であります。お米と同じように原料イモを生産する農家がそのでんぷん化原料としたどぶろく を製造し、提供することで地域振興を図りたいとすることは貴職のないことと思います。寒冷地帯でのどぶろく特区について再度見解をお示しいただきたい。		C		これまでの回答で述べたとおり、最低製造数量基準の特例を設ける場合には、課算が取れない規模製造者の増加による凍結の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う徴税の煩雑化と徴収制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類や適用対象者が限定されているところである。 このため、構造改革特区におけるその他の醸造酒（どぶろく）の特例について、多くの地方公共団体等から要望があったと踏まえ、農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより、原料コストの低減が図られると考えられたことから、特例的に最低製造数量が緩和されたものである。	1 0 2 2 0 2 0	ニセコビューブラザ直売会	北海道	財務省
070031	濁酒製造に関わる原料の対象の拡大	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 一年間の酒類の製造見込数量が一定量（その他の醸造酒は6キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する事を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自己生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	現行の特定酒類の原料だけでなくその他の原料にも要件緩和を求めるものである。どうもろこしじゃがいも、ひえ を特定酒類の原料とする。	以下のものも特定酒類として認める。水、じゃがいも を原料として発酵させたもので、こさないもの。水、どうもろこしを原料として発酵させたもので、こさないもの。水、ひえを原料として発酵させたもので、こさないもの。 提案理由 （1）地域の伝統的な食文化を守り観光資源とすることにより都市と農村の交流を促進する。（じゃがいも高酒はかつてこの地域で飲まれていたと伝わるもの。ひえ高酒（大住民アイヌの伝統的なお酒である） （2）どうもろこしは地域の主産物の一つであるが、廃棄処分となるものも多い。濁酒の原料とすることで資源の有効活用及び農家の所得向上に寄与する。	C				C				酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に課算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、課算が取れない小規模製造者の増加による凍結の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う徴税の煩雑化と徴収制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。		1 0 2 2 0 2 0	ニセコビューブラザ直売会	北海道	財務省